

新「道の駅」かんおんじ（仮称）指定管理業務 指定管理候補者に関する覚書（案）

観音寺市（以下「甲」という。）と指定管理候補者（以下「乙」という。）は、新「道の駅」かんおんじ（仮称）における指定管理者としての指定管理業務の開始までの期間について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、新「道の駅」かんおんじ（仮称）（以下「本施設」という。）における指定管理者としての指定管理業務を適正かつ円滑に実施するために、指定管理業務が開始されるまでの期間において、甲と乙が相互に協力し、本施設の開駅準備及びその後の運営に向けて取組む事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書において使用する用語の定義は、本文中に特に明示されているものを除き、以下に定めるとおりとする。

- （1）「構成団体」とは、グループを構成する法人その他の団体である、及びをいう。
- （2）「指定管理候補者準備行為」とは、本施設の指定管理候補者として実施する準備行為をいい、詳細は本募集要項及び本提案書類による。
- （3）「指定管理者協定」とは、指定管理者基本協定及び指定管理者年度協定を総称していう。
- （4）「指定管理者基本協定」とは、甲と運営事業者の間で締結される、本施設の指定管理者としての施設管理運営業務に係る指定管理者基本協定をいう。
- （5）「指定管理者年度協定」とは、指定管理者基本協定に基づき、甲と指定管理者の間で各会計年度において締結される指定管理者年度協定をいう。
- （6）「本提案書類」とは、新「道の駅」かんおんじ（仮称）指定管理業務（以下「本事業」という。）に関して甲が実施した公募型プロポーザルに係る乙の提案書類（乙が参加表明時に誓約した事項を含む。）をいう。
- （7）「本募集要項」とは、令和7年2月13日付「新「道の駅」かんおんじ（仮称）指定管理業務 募集要項（別紙並びにその後の変更及び質問・回答を含む。）」をいう。

（指定管理候補者の選定及び意義）

第3条 甲及び乙は、本事業に関して、公募型プロポーザル方式による選定手続により、グループが事業予定者として決定され、グループの構成団体のうち乙が指定管理候補者として、本施設の指定管理者に指定される予定であることを確認する。

2 甲及び乙は、本事業に関して甲が指定管理候補者を選定する意義は、指定管理業務の開始前より民間事業者のノウハウや新規提案を積極的に取り入れながら事前マネジメントの実施、事業計画案の検討精査や独立採算業務の事前準備等を実施することで、本施設の開駅後の指定管理業務が円滑に進み、本事業の事業目的を実現することを目的とするものであることを確認する。

（公共性の尊重）

第4条 乙は、本施設の設置目的、指定管理候補者の意義及び指定管理業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第5条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本覚書を誠実に履行しなければならない。

（本覚書の期間）

第6条 本覚書の期間は、締結日から指定管理業務の開始日の前日までとする。

（指定管理者の指定及び指定管理者基本協定の締結）

第7条 甲及び乙は、本覚書の締結後、指定管理者基本協定の締結に関する協議を開始するものとする。

2 甲は、乙を本施設の指定管理者の予定者として選定する。観音寺市議会が乙を本施設の指定管理者として指定する議案を可決した場合には、甲は乙を本施設の指定管理者に指定し、甲及び乙は指定管理者協定を締結するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、前項に定める議会の議決が得られない場合、又は議会の議決を得るまでの間に乙を指定管理者として指定することが著しく不適当と認められる事由（第10条に定める本覚書の解除事由が生じた場合を含むがこれに限定されない。）が生じた場合は、甲は乙を本施設の指定管理者に指定せず、指定管理者協定を締結しない。

4 前項の場合において、乙が本事業に関して負担した一切の費用（応募に関する費用及び指定管理候補者準備行為のために負担した費用を含むがこれらに限定されない。）は乙の負担とし、甲は一切の補償その他の支払いを行わない。

（指定管理候補者準備行為）

第8条 乙は、本覚書の期間中、本募集要項及び本提案書類に従い、指定管理候補者準備行為として、以下を行う。

- (1) 施設計画の協議への参加
- (2) 物販施設についての検討・準備
- (3) 飲食施設についての検討・準備
- (4) その他の施設の管理運営に関する検討・準備
- (5) 広報・告知に関する検討、準備
- (6) 管理運営計画及び事業計画（収支計画含む）に関する検討・準備
- (7) 市内事業者等との連携や打ち合わせ協議
- (8) 指定管理候補者の提案により実施する業務
- (9) その他指定管理業務の実施に向けて必要となる検討・準備

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、甲と協議のうえ前項の業務を行うものとする。

（費用負担）

第9条 乙による前項の指定管理候補者準備行為に要する費用については乙の負担とし、甲は乙に対する支払いを行わない。

（本覚書の解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面で通知することにより、本覚書を解除することができる。

- (1) 本覚書のいずれかの規定に違反した場合において、甲が相当期間の是正期間を設けて当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該期間内に当該違反が治癒されないとき。
- (2) 本募集要項に規定する応募者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は募集要項等に定める参加資格要件を欠くに至ったとき（ただし、これに対応する手当てを行い甲の承諾を得た場合を除く。）
- (3) その他基本契約に定める解除事由が生じたとき。

（権利義務の譲渡等）

第11条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本覚書上の地位並びに本覚書に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

（本覚書の変更）

第12条 本覚書は、甲及び乙の書面による合意がなければ変更することができない。

（準拠法）

第13条 本覚書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

（裁判管轄）

第14条 本覚書に関する紛争（調停を含む。）については、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第 15 条 本覚書に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本覚書に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定める。

以上を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲：香川県観音寺市坂本町一丁目 1 番 1 号
観音寺市
観音寺市長 佐伯 明浩

乙：指定管理候補者